

野外焼却（野焼き）は禁止されています！

廃棄物（ごみ）の野外焼却（野焼き）は、一部の例外を除き法律で禁止されています。

野外焼却は、煙、すす、悪臭等により付近の住民に迷惑をかけるばかりでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させます。また、火災の原因ともなります。

特に、落ち葉などが放射性セシウムに汚染されていた場合、焼却することにより、放射性セシウムの大気中への拡散や、灰への濃縮が懸念されます。

つきましては、放射性物質による生活環境への影響を未然に防止する観点からも、野外焼却は極力行わないようにお願いします。

■ 野外焼却（野焼き）とは

法律で定められた基準を満たした焼却設備を使用しないで廃棄物を焼却する行為をいいます。具体的には、ドラム缶や一斗缶での焼却、ブロックや鉄板等で囲って焼却、地面に穴を掘って焼却することなどが挙げられます。

■ 野外焼却禁止の例外

次の例外とされる行為であっても、生活環境への影響があり、近隣の住民から苦情等が出た場合は、焼却の中止などの行政指導の対象になります。

①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。

【例：河川管理者による河川敷の草木の焼却、道路管理者による道路側の草の焼却など】

②震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却。

【例：災害時における木くずの焼却、凍霜害防止のための稲わらの焼却など（廃タイヤ等の焼却はできません）】

③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。

【例：地域の行事における門松、しめ縄等の焼却など】

④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。

【例：農業者が行う害虫駆除のための稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却など（廃プラスチック、廃ビニール等の焼却はできません）】

⑤たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの。

【例：たき火、キャンプファイアーなど（家庭から出る生活ごみの焼却はできません）】

■ 揚煙の届出

焼却禁止の例外に該当する場合で、火災と紛らわしい誤解を受けるような場合には、消防署への届出をしてください。

■ 罰則について

廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下**（法人の場合は**3億円以下**）の罰金に処せられ、またはその両方が科せられます。

廃棄物は安易に焼却せず、定められた方法に従って処理をお願いします。

詳しくは、石岡警察署生活安全課、又は小美玉市環境課へお問い合わせください。

【苦情・問い合わせ先】

石岡警察署生活安全課 ☎0299-28-0110

小美玉市環境課 廃棄物対策係 ☎48-1111（内線1144）

茨城県環境政策課 県央環境保全室 ☎029-301-3047

休日・夜間で緊急の場合は、小美玉市消防本部 ☎58-4541